

京都府「京の飲食」安全対策向上事業

各申請期間等の再延長のお知らせ

京都府では、飲食時における新型コロナウイルス感染リスク低減に向けた安全対策の向上を図るため、全国で初めてとなる飲食店等のCO2濃度等のモニタリングを実施しています。この度、下記のとおり各申請期間等を再延長しますので、お知らせします。

1. 各申請期間等の延長

(1) 「CO2濃度モニタリング協力店登録事業」・「機器整備補助金」の申請期間延長

	旧	新
飲食店	令和3年5月 7日(金) ~ 7月 8日(木)	令和3年5月 7日(金) ~ 8月31日(火)
商店街・ ショッピング モール等	令和3年6月10日(木) ~ 7月 8日(木)	令和3年6月10日(木) ~ 8月31日(火)

【募集要領該当ページ】

<飲食店>P1、P4、P6、P22

<商店街等>P1、P5、P7、P23、(飲食店部分記載P1、P3、P13)

(2) 「CO2濃度データ提供協力金」の対象期間(モニタリング期間)の延長 (Aコースのみ)

※Bコースの変更はございません。

	旧	新
飲食店	令和3年 7月 1日(木) ~ 11月15日(月) <うち3ヶ月>	令和3年 7月 1日(木) ~ 12月28日(火) <うち3ヶ月>
商店街・ ショッピング モール等	令和3年 8月 1日(日) ~ 11月15日(月) <うち3ヶ月>	令和3年 8月 1日(日) ~ 12月28日(火) <うち3ヶ月>

【募集要領該当ページ】

<飲食店>P1、P15(様式第1-1号)、P19(様式第6号)、P22、P24(様式第1-1号記入例)

<商店街等>P1、P15(様式第1-1号)、P19(様式第6号)、P23、P25(様式第1-1号記入例)

(3) 「CO2濃度データ提供協力金」の申請期間延長

	旧	新
飲食店	令和3年10月 1日(金) ※ ~ 令和4年 1月17日(月) ※10月1日又はデータ提供開始から3か 月が経過した時点のいずれか遅い方	令和3年10月 1日(金) ~ 令和4年 1月31日(月) ※ データ提供開始後3か月が経過した時点 から1月31日までに申請ください
商店街・ ショッピ ングモー ル等	令和3年11月 1日(月) ~ 令和4年 1月17日(月)	令和3年11月 1日(月) ~ 令和4年 1月31日(月) ※ データ提供開始後3か月が経過した時点 から1月31日までに申請ください

【募集要領該当ページ】

<飲食店>P1、P5、P22

<商店街等>P1、P6、P23

2. 申請方法

申請方法に変更はございません。WEB か郵送で申請してください。

<WEB 申請> ※申請 URL については下記の京都府ホームページに掲載しています。

飲食店 <http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor.html>

(「京の飲食」安全対策向上事業の参加事業者募集について 「6. 申請手続き等」参照)

商店街等 <http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2sensor-market.html>

(「京の飲食」安全対策向上事業の対象拡大(商店街・ショッピングモール等)について
「2. 申請手続き等」参照)

<郵送申請>

〒600-8078 京都柳馬場松原郵便局留 「京の飲食」安全対策向上事業事務局 宛

《お問合せ先》

「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター（「京の飲食」安全対策向上事業事務局）

電話番号：075-256-8143（月～土曜 9:00～17:00 日曜・祝日は休み）

メールアドレス：kyotoanzen@bsec.jp